B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、連携中枢都市にあつては、その調査した額に0.8を乗じて得た額とする。）	
五十七　地方創生の推進に要する経費があること。	
五十八　投票所への移動支援に要する経費があること。	
五十九　公営企業経営支援人材ネット事業に要する経費があること。	
［削る］	
六十　病害虫等の防除に要する経費があること。	
六十一　貝毒対策に要する経費があること。	

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。

市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

B　連携中枢都市圏に係る民間事業者等の活動を支援することを目的とする公益法人等に対する出資又は貸付けを行うために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
C　連携中枢都市圏における中核的な医療機関が中心となつて行う病診連携等の事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
D　へき地保健医療事業実施計画に基づき連携中枢都市圏における中核的な医療機関において実施される遠隔地医療事業に係る負担金として当該年度において支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	
E　AからDまでに掲げるもののほか、連携中枢都市圏に係る施策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、連携中枢都市にあつては、その調査した額に0.8を乗じて得た額とする。）	
五十七　地方創生の推進に要する経費があること。	
五十八　投票所への移動支援に要する経費があること。	
五十九　公営企業経営支援人材ネット事業に要する経費があること。	
六十　海水浴場安全対策に要する経費があること。	
六十一　病害虫等の防除に要する経費があること。	
六十二　貝毒対策に要する経費があること。	

前条第一項第一号の表第六十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「0.5」とあるのは、「0.8」と読み替えるものとする。

市町村の議会の議員及び長の選挙について、前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

海水浴場安全対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第六十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第六十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。